

一般財団法人アグリオープンイノベーション機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人アグリオープンイノベーション機構と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県沼津市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、農林水産業及び関連産業分野における革新的な技術開発及び事業化を複数の主体が協働し実現するオープンイノベーションにより、産業の振興及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 情報の収集、分析及び提供に関する事業
- (2) 産学官金の交流及び連携に関する事業
- (3) 革新的な技術開発及び事業化に関する事業
- (4) 調査及び研究開発に関する事業
- (5) 販路開拓及び販売力向上に関する事業
- (6) 人材の育成に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

第3章 資産及び会計

(財産の拠出及びその価額)

第5条 この法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者 静岡県

現 金 300 万円

(財産の種別、基本財産の維持管理)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産であり、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立に際し基本財産として指定された財産
- (2) 理事会で基本財産とすることを決議した財産

3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするとき又は担保に供するときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配制限)

第10条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員3名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第 14 条 評議員は、無報酬とする。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員、理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分、除外又は担保の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

2 評議員は、理事長に対して評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができ、理事長は、評議員から請求のあった日から 30 日以内に評議員会を招集する。

3 理事長は、評議員会の日の一週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面又は電磁的方法をもって通知を発しなければならない。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選によって選出する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分、除外又は担保の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 21 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 22 条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 23 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から議長の指名した議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第 6 章 役員

(役員の設置)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 15 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同

法第 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 25 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特殊の関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

4 監事は、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員並びに使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 29 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員報酬等)

第 30 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、理事長、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任の免除)

第 31 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 198 条において準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、理事及び監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該理事及び監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の決議によって、同法第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の理事及び監事の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第 113 条第 1 項 2 号に掲げる最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第 34 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度に 2 回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面又は電磁的方法をもって通知を発しなければならない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事を議長とする。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数

が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 26 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。ただし、第 35 条第 2 項に該当する理事会の議事録には、出席した理事及び監事が、記名押印又は署名する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第 3 条、第 4 条及び第 12 条の規定についても適用する。

(解散)

第 42 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 44 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 45 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議より別に定める情報公開規程による。
(個人情報の保護)

第 46 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 47 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 委任

(委任)

第 48 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、平成 29 年 4 月 17 日から施行する。

2 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

岩崎 清悟、岡野 光喜、難波 喬司

3 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は次のとおりとする。

設立時理事 杉山 金芳、藤井 明、若原 幸雄

設立時代表理事 藤井 明

設立時監事 久松 但

4 この法人の設立者の名称及び住所は次のとおりである。

住 所 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号

設立者 静岡県

5 当法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

6 変更後の定款は、平成 30 年 5 月 23 日から施行する。

7 変更後の定款は、令和 3 年 6 月 22 日から施行する。

令和８年度事業計画書及び収支予算書並びに
資金調達及び設備投資の見込み

令和８年度 事業計画書

(令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで)

一般財団法人 アグリオープンイノベーション機構

令和 8 年度事業計画

方針

本機構の目的である、農林畜産業及び関連産業分野における革新的な技術開発及び事業化を複数の主体の協働により実現するオープンイノベーションの支援を通じて、産業の振興及び地域経済の発展に寄与する事業を、次のとおり実施する。

なお事業実施に当たっては、持続可能な地域社会の構築と我が国の成長に貢献するため、これまでの農と食におけるビジネス展開の促進をさらに進めるとともに、環境負荷低減と生産性・収益性が両立する農林畜産業の実現に貢献する取り組みを加速していく。

以下の項目を重点的に推進する。

- (1) SDG s 達成への貢献
- (2) 地域貢献
- (3) 産業支援機関としての役割（農業系スタートアップ企業の支援）
- (4) 次世代栽培実験装置等 A O I - P A R C のリソースのフル活用

1 事業化支援事業

(1) 革新的な技術開発及び事業化の支援

ア マッチング支援

学術・研究機関における研究成果等の社会実装や民間事業者による効果的・効率的な事業化のため、産学官金間のマッチング支援を行う。

イ プロジェクト支援

マッチング支援により立ち上がった個別プロジェクトについて、補助金の獲得など資金調達支援、特許取得などの知的財産獲得の支援、販路開拓の支援など、各種のプロジェクト支援を行う。

ウ 技術移転支援

A O I - P A R C に入居する研究機関により開発された技術成果を民間企業に移転し、事業化する支援を行う。また、本機構がこれらの技術成果を活用し農業の生産性向上を推進する。

エ 産地化支援

県と J A や農業生産者の連携を促進し、農産物の産地化を支援する。

オ 農業系スタートアップ支援

県、J A、金融機関及び関係団体と連携し、農業系スタートアップ支援を推進する。

カ 未利用資源循環システムの確立

県内未利用資源の農業利用に向けた取組を推進する。

(2) 産学官金の交流及び連携の促進

ア セミナー及び交流・連携イベントの開催

先端農業などに関するセミナーや、オープンイノベーションを促進するための A O I フォーラム会員交流イベント等を開催する。

イ 広報

本機構の活動や民間事業者の取組等について、ニュースレターやパンフレットによる広報のほか、外部の農業関連イベント等を活用した広報を行う。

ウ 情報ニーズ・シーズ等の共有

ＡＯＩフォーラム専用のウェブサイトを活用し、ＡＯＩフォーラム会員の民間事業者のニーズ・シーズ等の情報を共有する。

また、同ウェブサイトにおいて上記のセミナーやイベントの告知、活動の報告も行う。

エ 人材育成事業

将来を見据えた地域振興に資する取組を推進するため、農業高校等や民間事業者との連携により、人材育成等の教育に関連した事業を行う。

(3) 調査研究

本機構自らがオープンイノベーションのハブになるため、国のプロジェクトによる研究開発などに参加するほか、農業ビジネス分野の調査研究を行い、これを活用して民間事業者の事業化に向けた取組等を支援する。

(4) ＡＯＩフォーラムの運営

農林畜産分野を中心としたオープンイノベーションを推進するための会員組織である「ＡＯＩフォーラム」の運営を行うとともに、より一層の会員拡大を図り、県内外における産学官金の多様な主体の参画を促す。

令和 8 年度 収支予算書

(令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで)

一般財団法人 アグリオープンイノベーション機構

令和 8 年度収支予算書

(令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで)

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
補助金収入	89,686,000	87,786,000	1,900,000	令和 8 年度内々示金額見込み
年会費	7,000,000	6,580,000	420,000	
収益事業収入（注 1）	12,910,000	22,800,000	-9,890,000	静岡県受託事業の減額
雑収入	100,000	1,030,000	-930,000	
事業活動収入計	109,696,000	118,196,000	-8,500,000	
2. 事業活動支出				
（1）事業費支出	78,881,000	85,925,000	-7,044,000	
① 事業化支援事業	65,600,000	66,299,000	-699,000	令和 8 年度内々示金額見込み
臨時雇賃金	5,700,000	5,305,000	395,000	
給料手当	36,700,000	36,022,000	678,000	
福利厚生費	6,990,000	6,758,000	232,000	
旅費交通費	3,400,000	2,679,000	721,000	
通信運搬費	750,000	673,000	77,000	
消耗品費	150,000	82,000	68,000	
印刷製本費	10,000	2,000	8,000	
燃料費	600,000	395,000	205,000	
リース料	2,350,000	2,637,000	-287,000	
図書新聞費	330,000	268,000	62,000	
保険料	350,000	269,000	81,000	
広告宣伝費	5,000,000	6,300,000	-1,300,000	節約（HP 掲載動画取りやめ）
諸謝金	90,000	34,000	56,000	
会場費	2,300,000	3,338,000	-1,038,000	節約（イベント見直し）
研修費	80,000	54,000	26,000	
支払手数料	650,000	1,368,000	-718,000	
会議費	100,000	71,000	29,000	
租税公課	1,000	24,000	-23,000	
雑費	49,000	20,000	29,000	

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
② 革新技術創出事業	700,000	800,000	-100,000	
給与手当	500,000	550,000	-50,000	
旅費交通費	200,000	250,000	-50,000	
③ 収益事業（注１）	12,581,000	18,826,000	-6,245,000	静岡県受託事業の減額
役員報酬	0	175,000	-175,000	
臨時雇賃金	200,000	626,000	-426,000	
給料手当	3,622,000	3,079,000	543,000	
旅費交通費	493,000	349,000	144,000	
通信運搬費	0	13,000	-13,000	
消耗品費	10,000	15,000	-5,000	
委託費	7,000,000	13,028,000	-6,028,000	調査委託なし
支払手数料	30,000	289,000	-259,000	
会議費	30,000	19,000	11,000	
広告宣伝費	785,000	400,000	385,000	
租税公課	411,000	833,000	-422,000	
（２）管理費支出	30,486,000	28,294,000	2,192,000	令和８年度内々示金額 見込み
役員報酬	8,968,000	5,810,000	3,158,000	常勤役員の勤務日増
臨時雇賃金	2,400,000	2,774,000	-374,000	
給料手当	8,378,000	7,560,000	818,000	
福利厚生費	2,450,000	2,113,000	337,000	
旅費交通費	1,220,000	718,000	502,000	
通信運搬費	530,000	418,000	112,000	
保守料	180,000	149,000	31,000	
消耗品費	1,350,000	2,590,000	-1,240,000	
印刷製本費	720,000	545,000	175,000	
燃料費	80,000	50,000	30,000	
リース料	250,000	261,000	-11,000	
図書新聞費	12,000	9,000	3,000	
事務所管理費	1,300,000	1,168,000	132,000	
保険料	80,000	48,000	32,000	
租税公課	150,000	99,000	51,000	
諸会費	38,000	82,000	-44,000	

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
支払手数料	1,330,000	2,818,000	-1,488,000	
会議費	300,000	195,000	105,000	
研修費	50,000	30,000	20,000	
渉外慶弔費	200,000	476,000	-276,000	
雑費	500,000	381,000	119,000	
事業活動支出計 (1)+(2)	109,367,000	114,219,000	-4,852,000	
事業活動収支差額	329,000	3,977,000	-3,648,000	
当期収支差額	329,000	3,977,000	-3,648,000	
前期繰越収支差額	8,328,556	4,351,556	3,977,000	
当期繰越収支差額	8,657,556	8,328,556	329,000	

注) 1.収益事業：

○国プロジェクト

- ・ムーンショット型農林水産研究開発事業の「循環型協生農業プラットフォーム
コンソーシアム（代表機関：早稲田大学）」に参加
- ・スマート農業技術の開発・供給に関する事業（受粉ドローンと害虫防除ロボットのた
めの自動制御技術の開発と普及）のスマート農業ロボットコンソーシアム（代表機関：
一般社団法人食品需給研究センター）に参加

○静岡県委託事業

- ・未利用資源循環システム確立事業

○有償コンサルティング業務

（株）アイファーム

○知財関連業務

農作業精密記録アプリ「AOI trace」のサービス提供

令和 8 年度
資金調達及び設備投資の見込み
(令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで)

一般財団法人 アグリオープンイノベーション機構

令和 8 年度資金調達及び設備投資の見込み

1 資金調達

(単位：円)

調達手段	見込み額	前年度見込み額	増減	備考
I 補助金収入	89,686,000	87,786,000	1,900,000	
II その他	20,010,000	30,410,000	-10,400,000	
合 計	109,696,000	118,196,000	-8,500,000	

2 設備投資

新たな設備投資の見込みは、ございません。

令和 7 年度 計算書類等

一般財団法人アグリオープンイノベーション機構

貸借対照表

令和 8 年 3 月 31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
1 流 動 資 産			
現 金 ・ 預 金	14,364,382	8,249,514	6,114,868
前 払 金	57,596	0	57,596
未 収 入 金	1,116,515	169,721	946,794
仮 払 金	800,000	400,768	399,232
流 動 資 産 合 計	16,338,493	8,820,003	7,518,490
2 固 定 資 産			
(1)基 本 財 産			
定 期 預 金	3,000,000	3,000,000	0
基 本 財 産 合 計	3,000,000	3,000,000	0
(2)その他の固定資産			
什 器 備 品	1	1	0
その他の固定資産合計	1	1	0
固 定 資 産 合 計	3,000,001	3,000,001	0
資 産 合 計	19,338,494	11,820,004	7,518,490
II 負 債 の 部			
1 流 動 負 債			
未 払 金	7,276,427	4,124,112	3,152,315
前 受 金	0	5,280	△ 5,280
預 り 金	46,009	104,983	△ 58,974
仮 受 金	800,000	234,073	565,927
流 動 負 債 合 計	8,122,436	4,468,448	3,653,988
負 債 合 計	8,122,436	4,468,448	3,653,988
III 正 味 財 産 の 部			
一 般 正 味 財 産	11,216,058	7,351,556	3,864,502
(うち基本財産への充当額)	(3,000,000)	(3,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正 味 財 産 合 計	11,216,058	7,351,556	3,864,502
負債及び正味財産合計	19,338,494	11,820,004	7,518,490

正味財産増減計算書

令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	3,755	222	3,533
基本財産利息収入	3,755	222	3,533
② 受取補助金	82,669,071	90,801,393	△ 8,132,322
受取補助金	82,669,071	90,801,393	△ 8,132,322
③ 受取会費	6,620,000	6,500,000	120,000
受取会費	6,620,000	6,500,000	120,000
④ 事業収益	22,800,090	3,630,380	19,169,710
受取事業収益	22,800,090	3,630,380	19,169,710
⑤ 雑収入	812,949	264,183	548,766
雑収入	812,949	264,183	548,766
経常収益計	112,905,865	101,196,178	11,709,687
(2) 経常費用			
① 事業費	84,080,466	70,600,836	13,479,630
役員報酬	305,939	182,641	123,298
給料手当	39,822,959	35,365,507	4,457,452
臨時雇賃金	5,563,998	6,239,686	△ 675,688
福利厚生費	6,700,174	6,794,121	△ 93,947
旅費交通費	3,032,951	4,239,742	△ 1,206,791
通信運搬費	732,977	776,181	△ 43,204
消耗品費	115,580	184,907	△ 69,327
印刷製本費	1,800	0	1,800
燃料費	373,038	505,068	△ 132,030
賃借料	312,990	470,763	△ 157,773
リース料	2,340,360	2,559,480	△ 219,120
図書新聞費	163,842	256,644	△ 92,802
保険料	269,208	281,530	△ 12,322
広告宣伝費	4,899,000	11,250,687	△ 6,351,687
諸謝費	134,400	0	134,400
会場費	4,270,481	500,050	3,770,431
委託費	13,028,950	0	13,028,950
研修費	34,200	46,300	△ 12,100
支払手数料	1,431,158	673,825	757,333
会議費	80,700	84,720	△ 4,020
租税公課	462,521	87,204	375,317
雑費	3,240	101,780	△ 98,540
② 管理費	24,960,897	29,947,576	△ 4,986,679
役員報酬	5,516,921	9,653,021	△ 4,136,100
給料手当	6,987,293	6,390,001	597,292
臨時雇賃金	2,321,338	2,537,874	△ 216,536
福利厚生費	1,948,471	2,962,094	△ 1,013,623
旅費交通費	563,566	1,156,140	△ 592,574
通信運搬費	404,729	377,488	27,241
保守料	148,500	148,500	0
消耗品費	1,586,409	1,099,800	486,609
修繕費	0	64,460	△ 64,460
印刷製本費	414,613	429,202	△ 14,589
燃料費	7,343	47,882	△ 40,539
リース料	260,818	260,818	0

科 目	当年度	前年度	増 減
図 書 新 聞 費	13,600	8,760	4,840
事 務 所 管 理 費	1,046,072	1,046,715	△ 643
保 険 料	48,202	36,550	11,652
租 税 公 課	138,079	159,249	△ 21,170
諸 会 費	82,000	82,000	0
支 払 手 数 料	2,455,537	2,783,227	△ 327,690
会 議 費	236,140	280,166	△ 44,026
研 修 費	0	26,500	△ 26,500
渉 外 慶 弔 費	378,300	39,440	338,860
雑 費	402,966	357,689	45,277
経 常 費 用 計	109,041,363	100,548,412	8,492,951
当期経常増減額	3,864,502	647,766	3,216,736
当期一般正味財産増減額	3,864,502	647,766	3,216,736
一般正味財産期首残高	7,351,556	6,703,790	647,766
一般正味財産期末残高	11,216,058	7,351,556	3,864,502
Ⅱ 正味財産期末残高	11,216,058	7,351,556	3,864,502

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込処理によっている。

2. 基本財産の増減額及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基 本 財 産				
定 期 預 金	3,000,000	0	0	3,000,000
小 計	3,000,000	0	0	3,000,000
合 計	3,000,000	0	0	3,000,000

3. 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対する額)
基 本 財 産				
定 期 預 金	3,000,000	(0)	(3,000,000)	(0)
小 計	3,000,000	(0)	(3,000,000)	(0)
合 計	3,000,000	(0)	(3,000,000)	(0)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
什 器 備 品	14,000,000	13,999,999	1
合 計	14,000,000	13,999,999	1

正味財産増減計算書総括表

令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで

(単位:円)

科 目	合計	公益目的事業	収益事業	法人運営
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	3,755	0	0	3,755
基本財産利息収入	3,755	0	0	3,755
② 受取補助金	82,669,071	58,196,027	0	24,473,044
受取補助金	82,669,071	58,196,027	0	24,473,044
③ 受取会費	6,620,000	6,620,000	0	0
受取会費	6,620,000	6,620,000	0	0
④ 事業収益	22,800,090	0	22,800,090	0
受取事業収益	22,800,090	0	22,800,090	0
⑤ 雑収入	812,949	317,093	8,577	487,279
雑収入	812,949	317,093	8,577	487,279
経常収益計	112,905,865	65,133,120	22,808,667	24,964,078
(2) 経常費用				
① 事業費	84,080,466	65,133,120	18,947,346	0
役員報酬	305,939	0	305,939	0
給料手当	39,822,959	36,479,391	3,343,568	0
臨時雇賃金	5,563,998	4,838,072	725,926	0
福利厚生費	6,700,174	6,700,174	0	0
旅費交通費	3,032,951	2,684,934	348,017	0
通信運搬費	732,977	719,942	13,035	0
消耗品費	115,580	98,657	16,923	0
印刷製本費	1,800	1,800	0	0
燃料費	373,038	373,038	0	0
賃借料	312,990	312,990	0	0
リース料	2,340,360	2,340,360	0	0
図書新聞費	163,842	163,842	0	0
保険料	269,208	269,208	0	0
広告宣伝費	4,899,000	4,499,000	400,000	0
諸謝費	134,400	134,400	0	0
会場費	4,270,481	4,270,481	0	0
委託費	13,028,950	0	13,028,950	0
研修費	34,200	34,200	0	0
支払手数料	1,431,158	1,141,718	289,440	0
会議費	80,700	60,810	19,890	0
租税公課	462,521	6,863	455,658	0
雑費	3,240	3,240	0	0
② 管理費	24,960,897	0	0	24,960,897
役員報酬	5,516,921	0	0	5,516,921
給料手当	6,987,293	0	0	6,987,293
臨時雇賃金	2,321,338	0	0	2,321,338
福利厚生費	1,948,471	0	0	1,948,471
旅費交通費	563,566	0	0	563,566
通信運搬費	404,729	0	0	404,729
保守料	148,500	0	0	148,500
消耗品費	1,586,409	0	0	1,586,409
印刷製本費	414,613	0	0	414,613
燃料費	7,343	0	0	7,343
リース料	260,818	0	0	260,818
図書新聞費	13,600	0	0	13,600

科 目	合計	公益目的事業	収益事業	法人運営
事務所管理費	1,046,072	0	0	1,046,072
保険料	48,202	0	0	48,202
租税公課	138,079	0	0	138,079
諸会費	82,000	0	0	82,000
支払手数料	2,455,537	0	0	2,455,537
会議費	236,140	0	0	236,140
渉外慶弔費	378,300	0	0	378,300
雑費	402,966	0	0	402,966
經常費用計	109,041,363	65,133,120	18,947,346	24,960,897
当期經常増減額	3,864,502	0	3,861,321	3,181
当期一般正味財産増減額	3,864,502	0	3,861,321	3,181
一般正味財産期首残高	7,351,556	0	4,350,442	3,001,114
一般正味財産期末残高	11,216,058	0	8,211,763	3,004,295
Ⅱ 正味財産期末残高	11,216,058	0	8,211,763	3,004,295

附 属 明 細 書

1. 基本財産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
	基本財産計	3,000,000	0	0	3,000,000

財 産 目 録

令和 8 年 3 月 31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流 動 資 産)	現 金 預 金	普通預金	運転資金として	14,364,382
		スルガ銀行本店		14,157,664
		静岡銀行沼津支店		206,718
	前 払 金	会場利用料	57,596	
	未 収 入 金	部門間人件費他	1,116,515	
	仮 払 金	部門立替金	800,000	
流 動 資 産 合 計				16,338,493
(固 定 資 産)	基 本 財 産	基本財産引当預金	定期預金	3,000,000
		スルガ銀行本店		3,000,000
	その他の固定資産	什 器 備 品	高機能人工気象器	1
固 定 資 産 合 計				3,000,001
資 産 合 計				19,338,494
(流 動 負 債)	未 払 金	従業員ほか	給与・消費税ほか 法人住民税 所得税預り金	7,276,427
	未払法人税等	静岡県・沼津市		0
	預 り 金	沼津税務署		46,009
	仮 受 金	部門立替金		800,000
流 動 負 債 合 計				8,122,436
負 債 合 計				8,122,436
正 味 財 産				11,216,058

収 支 計 算 書

令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
① 基本財産運用収入	0	3,755	△ 3,755	
基本財産利息収入	0	3,755	△ 3,755	
② 受取補助金収入	87,786,000	82,669,071	5,116,929	
受取補助金収入	87,786,000	82,669,071	5,116,929	
③ 受取会費収入	6,580,000	6,620,000	△ 40,000	
受取会費収入	6,580,000	6,620,000	△ 40,000	
④ 事業収益	22,800,000	22,800,090	△ 90	
受取事業収益	22,800,000	22,800,090	△ 90	
⑤ 雑収入	1,030,000	812,949	217,051	
雑収入	1,030,000	812,949	217,051	
事業活動収入合計	118,196,000	112,905,865	5,290,135	
2 事業活動支出				
① 事業費支出	85,925,000	84,080,466	1,844,534	
役員報酬	175,000	305,939	△ 130,939	
給料手当	39,651,000	39,822,959	△ 171,959	
臨時雇賃金	5,931,000	5,563,998	367,002	
福利厚生費	6,758,000	6,700,174	57,826	
旅費交通費	3,278,000	3,032,951	245,049	
通信運搬費	686,000	732,977	△ 46,977	
消耗品費	97,000	115,580	△ 18,580	
印刷製本費	2,000	1,800	200	
燃料費	395,000	373,038	21,962	
賃借料	0	312,990	△ 312,990	
リース料	2,637,000	2,340,360	296,640	
図書新聞費	268,000	163,842	104,158	
保険料	269,000	269,208	△ 208	
広告宣伝費	6,700,000	4,899,000	1,801,000	
諸謝費	34,000	134,400	△ 100,400	
会場費	3,338,000	4,270,481	△ 932,481	
委託費	13,028,000	13,028,950	△ 950	
研修費	54,000	34,200	19,800	
支払手数料	1,657,000	1,431,158	225,842	
会議費	90,000	80,700	9,300	
租税公課	857,000	462,521	394,479	
雑費	20,000	3,240	16,760	
② 管理費支出	28,294,000	24,960,897	3,333,103	
役員報酬	5,810,000	5,516,921	293,079	
給料手当	7,560,000	6,987,293	572,707	
臨時雇賃金	2,774,000	2,321,338	452,662	
福利厚生費	2,113,000	1,948,471	164,529	
旅費交通費	718,000	563,566	154,434	
通信運搬費	418,000	404,729	13,271	
保守料	149,000	148,500	500	
消耗品費	2,590,000	1,586,409	1,003,591	
印刷製本費	545,000	414,613	130,387	
燃料費	50,000	7,343	42,657	
リース料	261,000	260,818	182	
図書新聞費	9,000	13,600	△ 4,600	
事務所管理費	1,168,000	1,046,072	121,928	

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
保 険 料	48,000	48,202	△ 202	
租 税 公 課	99,000	138,079	△ 39,079	
諸 会 費	82,000	82,000	0	
支 払 手 数 料	2,818,000	2,455,537	362,463	
会 議 費	195,000	236,140	△ 41,140	
研 修 費	30,000	0	30,000	
渉 外 慶 弔 費	476,000	378,300	97,700	
雑 費	381,000	402,966	△ 21,966	
事業活動支出合計	114,219,000	109,041,363	5,177,637	
事業活動収支差額	3,977,000	3,864,502	112,498	
当期収支差額	3,977,000	3,864,502	112,498	
前期繰越収支差額	4,351,555	4,351,555	0	
当期繰越収支差額	8,328,555	8,216,057	112,498	

収支計算書に対する注記

- 1 資金の範囲には、現金預金、未収入金、未払金、未払法人等、前受金、預り金及び仮受金を含めることにしている。なお、前期末及び当期末残高は 2 に記載するとおりである。
- 2 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金 預 金	8,249,514	14,364,382
前 払 金	0	57,596
未 収 入 金	169,721	1,116,515
仮 払 金	400,768	800,000
合 計	8,820,003	16,338,493
未 払 金	4,124,112	7,276,427
未 払 法 人 等	0	0
前 受 金	5,280	0
預 り 金	104,983	46,009
仮 受 金	234,073	800,000
合 計	4,468,448	8,122,436
次期繰越収支差額	4,351,555	8,216,057

監査報告書

2026 年 5 月 13 日

一般財団法人アグリオープンイノベーション機構
代表理事 藤井 明 殿

監事 久松 但



監事 野木 徹雄



私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。